

## 6. 納入書の記載のしかた

### [1] 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と同じ場合

納入金額に変更がなければ、そのまま金融機関に提示して納入してください。

### [2] 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なる場合

納入金額(1)の欄の金額が就職・退職等により印字してある金額と異なる場合は二重線にて抹消し、納入金額(2)の欄の給与分（一括徴収分も含む）に納める税額を記入してください。

### 〈 [2] の記載例 〉

※退職所得に係る市県民税がある場合は、納入金額(2)の欄に納める税額をそれぞれ記入してください。

福島県 相馬市 個人市民税 領収証書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
072095	02100-1-960036	福島県相馬市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和5年10月分 0433136		96,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額
納 入 金 額		億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額		0 9 6 0 0 0 0
退職所得分		0 1 2 3 2 0 0
延滞金		
督促手数料		
合計額		0 2 1 9 2 0 0
納期限 令和5年11月10日		
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住所 〒976-0042		
所在地 相馬市中村字北町63番地の3		
氏名		
又は 相馬物産(株)		
名称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

福島県 相馬市 個人市民税 納入書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
072095	02100-1-960036	福島県相馬市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和5年10月分 0433136		96,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額
納 入 金 額		億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額		0 9 6 0 0 0 0
退職所得分		0 1 2 3 2 0 0
延滞金		
督促手数料		
合計額		0 2 1 9 2 0 0
納期限 令和5年11月10日		
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住所 〒976-0042		
所在地 相馬市中村字北町63番地の3		
氏名		
又は 相馬物産(株)		
名称		

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

福島県 相馬市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
072095	02100-1-960036	福島県相馬市会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和5年10月分 0510000433136		96,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額
納 入 金 額		億 千 百 十 万 千 百 十 円
納 入 金 額		0 9 6 0 0 0 0
退職所得分		0 1 2 3 2 0 0
延滞金		
督促手数料		
合計額		0 2 1 9 2 0 0
納期限 令和5年11月10日		
取りまとめ局		納
仙台貯金事務センター (〒980-8794)		
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住所 〒976-0042		
所在地 相馬市中村字北町63番地の3		
氏名		
又は 相馬物産(株)		
名称		

上記のとおり通知します。(受付店→郵便局相馬支店(取りまとめ店)→相馬市)(相馬市保管)

### 《記入上のお願い》

納入書に、手書きにより納入金額を記入する場合納入済通知書を、光学式文字読取装置(OCR)で直接読み込ませますので、記入数字は記入例にしたがって黒のペンで丁寧に記入してください。

(記入例)  0  1  2  3  4  5  6  7  8  9  0

※マークは記入しないで下さい。

- (悪い例) (良い例)
- 大きすぎない  1200  1200
  - はみ出さない  079  079
  - 小さすぎない  533  533
  - 続けない  500  500
  - 飾らない  179  179

### OCR標準手書文字(参考)

数字

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 -



障害者除	一般の障害者	26万円	
	特別障害者	30万円	
	同居・特別障害者	53万円	
寡婦控除		26万円	
ひとり親控除		30万円	
勤労学生控除		26万円	
配偶者除	一般控除対象配偶者	(下記)	
	老人控除対象配偶者 (70歳以上の場合)	(下記)	
配偶者特別控除		(下記)	
扶養控除	年少(16歳未満)	なし	
	一般(16歳～18歳、23歳～69歳)	33万円	
	特定(19歳～22歳)	45万円	
	老人扶養親族	老人(70歳以上)	38万円
		同居老親(70歳以上)	45万円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	
		2,400万円超2,450万円以下	
		2,450万円超2,500万円以下	

			控除を受ける納税者本人の合計所得			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下	69歳以下	33万円	22万円	13万円
			70歳以上	38万円	26万円	11万円
	配偶者特別控除	48万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
		95万円超100万円以下		31万円	21万円	11万円
		100万円超105万円以下		26万円	18万円	9万円
		105万円超110万円以下		21万円	14万円	7万円
		110万円超115万円以下		16万円	11万円	6万円
		115万円超120万円以下		11万円	8万円	4万円
		120万円超125万円以下		6万円	4万円	2万円
		125万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円
133万円超		対象外				

### ひとり親とは

現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方

- ①合計所得金額が500万円以下であること
- ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること
- ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

### 寡婦とは

上記の「ひとり親」に当たらない方で、次のいずれかに当てはまる方

- ◆夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で合計所得金額が500万円以下の方
- ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない一定の方で合計所得金額が500万円以下の方

### 勤労学生とは

一定の要件を満たした学校の学生で、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が75万円以下で、その所得金額の合計額のうち給与所得等以外の合計額が10万円以下の人をいいます。

### 老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは

昭和28年1月1日以前に生まれた人をいいます。

### 特定扶養親族とは

平成12年1月2日から平成16年1月1日までの間に生まれた人をいいます。

### 同居老親等とは

老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税義務者又はその配偶者との同居を常況としている人をいいます。

## [2] 所得割の税率 (課税標準額は1,000円未満切り捨て、所得割額は端数処理しません。)

### ① 総所得にかかる税率

市 民 税	総所得に係る課税標準額 × 6 %
県 民 税	総所得に係る課税標準額 × 4 %

### ② 分離課税(一般の長期譲渡所得)にかかる税率

市 民 税	課税長期譲渡所得金額 × 3 %
県 民 税	課税長期譲渡所得金額 × 2 %

### ③ 分離課税にかかる短期譲渡所得の税率

市 民 税	課税短期譲渡所得金額 × 5.4 %
県 民 税	課税短期譲渡所得金額 × 3.6 %

### ※ 特例適用の短期譲渡

市 民 税	課税短期譲渡所得金額 × 3 %
県 民 税	課税短期譲渡所得金額 × 2 %

## [3] 税 額 控 除 等

### ① 配当控除

課税所得金額 種類		1,000万円 以下の部分		1,000万円 超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等 以外の証券 投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等 証券投資 信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ② 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

### ③ 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県又は市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県又は市の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

### ④ 税 額 調 整

#### 1 扶養親族がない場合

$$45 \text{ 万円} - (\text{総所得金額等} - \text{所得割額}) = \text{税額調整額}$$

#### 2 扶養親族がいる場合

$$35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者数} + \text{扶養親族者} + 1) + 32 \text{ 万円} + 10 \text{ 万円} - (\text{総所得金額等} - \text{所得割額}) = \text{税額調整額}$$

$$\text{市民税の控除額} = \text{税額調整額} \times (\text{市民税の所得割額} / \text{所得割額})$$

$$\text{県民税の控除額} = \text{税額調整額} \times (\text{県民税の所得割額} / \text{所得割額})$$

⑤ 調整控除

◎市県民税の課税所得金額が 200 万円以下の場合

(1)と(2)のいずれか小さい額の 5% (市民税 3%・県民税 2%)

- (1) 下表の人的控除の差の合計× 5%
- (2) 住民税の課税所得金額× 5%

◎市県民税の課税所得金額が 200 万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－(市県民税課税所得金額－200 万円)} × 5% (市民税 3%・県民税 2%)

ただし、この額が 2,500 円 (市民税 1,500 円、県民税 1,000 円) 未満の場合は 2,500 円とします。

所得税との人的控除の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1 万円	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	特別	10万円		老人	10万円	6 万円	3 万円
	同居特別	22万円	特別配偶者控除	48万円超 50万円以下		5 万円	4 万円
寡婦控除	1 万円	50万円超 55万円以下		3 万円	2 万円	1 万円	
ひとり親控除	父	1 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10万円
	母	5 万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1 万円					

⑥ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額 (97,500 円を限度) を超える場合には、当該金額) に右の表の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市 民 税	3 / 5
県 民 税	2 / 5

#### [4] 均 等 割 の 税 率

市 民 税…………… 3,500 円

県 民 税…………… 2,500 円

※ 県民税均等割のうち1,000円は森林環境税として森林環境の保全のために使われます。

また、東日本大震災からの復興に関し、全国の地方公共団体が緊急に実施するための施策に要する財源を確保するため、平成26年度から令和5年度まで県民税・市民税の均等割の税率がそれぞれ500円引き上げとなります。

#### [5] 非 課 税 の 対 象

① 生活保護法による生活扶助を受けている人には、市・県民税は課税されません。

② 障害者・寡婦・ひとり親及び未成年者で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には、市・県民税は課税されません。

（※合計所得金額に租税特別措置法の規定により分離課税とされた所得がある場合を除きます）

③ 合計所得金額が下記により計算された金額以下のときは均等割は課税されません。

$$280,000 \text{ 円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 100,000 \text{ 円} + \text{加算額} 168,000 \text{ 円} \geq \text{合計所得金額}$$

④ 総所得金額が下記により計算された金額以下のときは所得割は課税されません。

$$350,000 \text{ 円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族} + 1) + 100,000 \text{ 円} + \text{加算額} 320,000 \text{ 円} \geq \text{総所得金額等}$$

※ ③と④の加算額は控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

#### [6] 分割課税（併徴）について

給与以外に所得がある人で、確定申告書において給与以外の所得について普通徴収を希望された人は、所得割を給与と給与以外の所得割に分け、給与以外の所得割については普通徴収として本人に通知します。

## 8. 退職所得に対する市・県民税の特別徴収について

退職所得に対する市・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払の際に支払者が税額を計算し、支払金額からその税額を差し引いて、差し引いた月の翌月 10 日までに納税義務者（退職手当等の支払を受ける人）のその年の 1 月 1 日現在の住所地の市町村に納入することになります。毎月の市・県民税を特別徴収していない事業所もこの退職所得については全て特別徴収義務者となります。

### [1] 退職所得の金額

退職所得の金額は、所得税法第 30 条第 2 項に規定する退職所得の金額の計算の例により、次の算式によって計算します。

退職所得の金額 = (退職金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2

※ 所得税法第 30 条第 4 項に規定する役員等で、勤続年数が 5 年以下である者が支払いを受ける場合については、収入金額から退職所得控除額を控除した額が退職所得の金額となります。

※ 役員等でないものの勤続年数 5 年以下である者が支払いを受ける場合について、収入金額から退職所得控除額を控除した額のうち、300 万円を超える部分について、上記 1 / 2 ができません。

### [2] 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定したときの状況により、所得税法第 30 条第 3 項及び第 4 項の規定の例により、勤続年数に応じて、次の算式によって計算した額です。

イ 勤続年数が 20 年以下の場合

40 万円 × 勤続年数 (80 万円に満たない時は、80 万円)

ロ 勤続年数が 20 年をこえる場合

800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

} 所得税の退職所得額と計算の仕方は同じです。

なお、退職手当等の支払いを受ける者が在籍中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記イ又はロの金額に 100 万円を加算した金額が控除額となります。

参考として勤続年数別の退職所得控除額の一覧表を 20 ページに載せてあります。

### [3] 勤続年数の計算

勤続年数は、所得税法施行令第 69 条及び第 70 条の規定の例によって計算します。

(例) ① 0 年 2 ヶ月……1 年      ② 3 年 1 ヶ月……4 年      ③ 15 年 10 ヶ月……16 年



## [4] 特別徴収すべき税額

分離課税にかかる所得割の課税標準額は所得税の場合と全く同額となります。分離課税に係る所得割額のために特に課税標準額の計算をする必要はありません。なお分離課税については、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の所得控除は認められません。

### ◎ 税 率

市 民 税	退職所得の金額 × 6 %
県 民 税	退職所得の金額 × 4 %

### ◎ 算出方法

$$\text{(退職金 - 退職所得控除額)} \times 1/2 \times \text{税率} = \text{税額}$$

※所得税法第30条第4項に規定する役員等で、勤続年数5年以下の場合は次の算式となります。

$$\text{(退職金 - 退職所得控除額)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

### 〈計算例〉

勤続年数33年、退職金額2,200万円の方の税額

① 退職所得の金額の求め方（1,000円未満の端数は切捨て）

$$\{ 22,000,000 - [ 8,000,000 + 700,000 \times ( 33 \text{年} - 20 \text{年} ) ] \} \times 1/2 = 2,450,000$$

② 退職所得に係る住民税額

$$\text{市民税 } 2,450,000 \times 6 \% = 147,000$$

$$\text{県民税 } 2,450,000 \times 4 \% = 98,000$$

市民税・県民税 計 245,000円

## [5] 納入の仕方

退職所得に係る市・県民税額を徴収した場合は、納入書の納入金額の退職欄に金額を記載し毎月の市・県民税と同時に納入してください。

この場合納入書裏面の納入申告書にも必要事項を記載してください。

## [6] 特別徴収票の提出について

所得税の退職所得の源泉徴収票と複写になっている1部を相馬市長あてに上記**納入申告書より早く**提出してください。なお、残り1部は退職者本人に交付しなければなりません。

※ 特別徴収票は、税務署に用意してあります。

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	個人番号										
	住所又は居所										
	1月1日の住所 氏名	(役職名)									
区分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額		市町村民税		道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千	円	千	円	千	円	千	円	千	円
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤務年数		就職年月日		退職年月日					
万円		年		年 月 日		年 月 日					
(摘要)											
支払者	個人番号 又は法人番号										
	住所(居所) 又は所在地										
	氏名又は 名称	(電話)									
整理欄		①					②				

(市町村提出用)

所得税法別表第六 源泉徴収のための退職所得控除額の表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
3年	1,200	2,200	25年	11,500	12,500
4年	1,600	2,600	26年	12,200	13,200
5年	2,000	3,000	27年	12,900	13,900
6年	2,400	3,400	28年	13,600	14,600
7年	2,800	3,800	29年	14,300	15,300
8年	3,200	4,200	30年	15,000	16,000
9年	3,600	4,600	31年	15,700	16,700
10年	4,000	5,000	32年	16,400	17,400
11年	4,400	5,400	33年	17,100	18,100
12年	4,800	5,800	34年	17,800	18,800
13年	5,200	6,200	35年	18,500	19,500
14年	5,600	6,600	36年	19,200	20,200
15年	6,000	7,000	37年	19,900	20,900
16年	6,400	7,400	38年	20,600	21,600
17年	6,800	7,800	39年	21,300	22,300
18年	7,200	8,200	40年	22,000	23,000
19年	7,600	8,600	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			



# 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 相馬市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び相馬市税条例第46条の2及び3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	〒										
フリガナ											
名称 (氏名)	Ⓜ										
代表者の 職氏名						電話番号	— — —				
法人番号 特別徴収義務者 指定番号						担当者 (連絡先) (氏名)					
							※市町村ごとに異なります				

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月 以後の特例徴収税額	
	月 区 分	給与支払人員 給与支払額
<p>申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額</p> <p>※賞与等の臨時の給与の金額を含む。</p> <p>※相馬市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額</p> <p>※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払を受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。</p> <p>市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日</p>	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
	年 月	(臨時) 人 (円)
	年 月	常時 人 円
有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無		

## 【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までをお願いいたします。
  2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。
- 【提出先】〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 相馬市 総務部 税務課
- ※一度承認を受けた事業所は、毎年度の提出は必要ありません。
- ※給与の支払いを常時受ける者が10名以上になった場合には、遅滞なくその旨を届け出てください。
- ※滞納や著しい納入遅延がある場合には納期の特例の承認が取り消されることがあります。

## 郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、次の「指定通知書」を利用される郵便局名を記入のうえ、当初納入される際その郵便局に提出して下さい。

(前年度利用の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません)  
なお指定通知書を提出した場合は「郵便局指定通知書の提出について」を当市宛にお送り下さい。

郵便局長様

令和 年 月 日

福島県相馬市長 立谷 秀清



## 指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたから通知します。

認可又は承認番号

口座番号

02100-1-960036

加入者名

福島県相馬市会計管理者

取まとめ局

仙台貯金事務センター

郵便局提出用

相馬市長様

令和 年 月 日

特別徴収義務者

所在地

名称印

指定番号

## 郵便局指定通知書の提出について

次の郵便局を市県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	郵便局

相馬市提出用